

浜田市公用車両広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市有料広告掲載要綱（平成19年浜田市告示第165号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、浜田市の公用車（以下「公用車」という。）に対する広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類等)

第2条 広告媒体の種類は、広告スペースを確保することができる公用車とする。

2 広告を掲載する公用車は、市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、3年を限度として公用車ごとに市長が別に定める。

2 前項の掲載期間は、更新できるものとする。

3 広告の掲載の開始日及び終了日は、公用車の用途及び運行状況を考慮し、広告主（要綱第8条の広告主をいう。以下同じ。）と浜田市が協議し、定めるものとする。

(広告の掲載位置及び規格)

第4条 広告掲載の位置及び規格は、公用車の用途及び運行の安全性を妨げない限度において、公用車ごとに定める。

(広告の材質及び掲載方法)

第5条 広告の材質は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 特殊フィルム等のはく離が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるもの

(2) 掲載期間中における車体からのはく離又は広告の撤去に際して車体塗装のはく離が発生しないもの

2 広告の掲載方法は、前条の規定により定められた位置にラッピングにより行うものとし、車体塗装は行わない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1月1平方センチメートル当たり1円で算定する額とする。ただし、最大広告掲載規格面積（当該広告規格の縦横の最大値から算出した面積をいう。）の2分の1に満たない広告の掲載にあっては、当該面積の2分の1の面積で算定する額とする。

2 前項の規定による算定金額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを 100 円に切り上げる。

(費用負担等)

第 7 条 広告の作成、掲載及び撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費用は、広告主の負担とする。

2 広告の撤去作業により、車体塗装のはく離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにおいて広告物の破損等が生じたときは、市が費用を負担し修復するものとする。ただし、経年に起因する広告の色あせ等の劣化については、対象外とする。

4 その他広告掲載中の支障に伴い費用の負担が生じたときは、広告主と市長が協議の上、解決するものとする。

(広告掲載料の納付方法)

第 8 条 広告掲載料は、広告掲載を開始する前の市長が指定する期日までに一括で納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載期間が 1 年以上のものに係る広告掲載料は、広告掲載を開始する前の市長が指定する期日（2 年目及び 3 年目の広告掲載料にあっては、当該年の開始前の市長が指定する期日）までに 1 年間分を一括で納付しなければならない。

(広告掲載の基準)

第 9 条 広告は、浜田市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

(1) 交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(2) 公用車の運行上の支障となるおそれのあるもの

(3) その他市長が公用車としての品格を阻害するおそれがあると認めるもの

(広告の募集方法)

第 10 条 広告の募集は、広報はまだ及び浜田市ホームページに掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 11 条 申込者（要綱第 6 条の申込者をいう。以下同じ。）は、公用車有料

広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告原稿（図案等）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（審査及び決定）

第12条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決定し、公用車有料広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載順位）

第13条 広告掲載の順位は、次に掲げるところによる。

- (1) 公用車がリース物件の場合は、その所有者を優先する。
- (2) 広告掲載申込を受理した日（以下「受理日」という。）が早い広告を優先する。
- (3) 受理日が同じ場合は、掲載希望期間の長い広告を優先する。
- (4) 受理日及び掲載希望期間が同じ場合は、抽選により決定する。

（広告の変更）

第14条 広告は、当該掲載期間中に変更することができるものとする。ただし、広告ごとの掲載期間は2月以上とする。

2 広告主は、前項の規定により、広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（広告の修正要請等）

第15条 市長は、広告掲載を行った後の事情の変更等により広告の内容が広告掲載に適さなくなつたと認めるときは、広告主に対し、広告の内容の修正を求めることができる。この場合において、広告主は、市の要請に応じなければならない。

2 前項の規定による広告の内容の修正に係る費用は、市が負担するものとする。

（広告掲載の決定の取消し）

第16条 市長は、要綱第10条に定めるもののほか、広告主がこの要領に違反したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（有益費等の請求権の放棄）

第17条 広告主は、広告掲載期間が満了したとき、又は広告の掲載の決定を取り消された場合において、この広告掲載に投じた有益費、必要費その他の費用があつても、これを市に対してその補償を請求することができない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 19 日から施行する